

## 1 開会

事務局

ただいまから、第263回宮城県個人情報保護審査会を開会いたします。

本日の定足数ですが、5人の委員全員が出席しておりますので、半数以上の出席を必要とする、個人情報保護条例第50条第2項の定足数を満たし、会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日審議を予定しております「(仮称)個人情報保護法施行条例(案)」につきましては、情報公開条例第19条の規定に基づき公開での審査となります。

それでは、野呂会長よろしくお願ひいたします。

## 2 議事

### (1) (仮称) 個人情報保護法施行条例(案) について【公開】

野呂会長

それでは次第に従って議事を進めて参ります。

本日は、(仮称)個人情報保護法施行条例(案)について、事務局から配付資料等について説明願ひます。

事務局

それでは御説明いたします。お手元にお配りした資料「(仮称)個人情報保護法施行条例の規定内容について(案)」を御覧ください。

「1, 概要」ですが、従来、民間には個人情報保護法、地方公共団体等には各個人情報保護条例が適用されてきましたが、令和5年4月から改正個人情報保護法に一本化されることから、現行条例の廃止と、改正法で委任された内容を定める個人情報保護法施行条例の制定が必要になりました。全国的な統一ルールは法で定められていることから、法施行条例で定める必要がある、及び定めることができる範囲が限られております。本日はどのような規定が必要になるのかと、現行の個人情報保護条例ではどう規定しているか、そして施行条例でどのように規定するか案を3で御説明いたします。

「2, スケジュール」ですが、本日、規定内容の案について委員の皆様から御意見をいただき、それを踏まえて7月の審査会で修正案をお示しします。その後、8月にいわゆるパブリックコメント、県民の皆様からの意見募集を行い、9月の審査会でパブリックコメントの結果を御報告する予定です。パブリックコメントの反映を含めて、内容については9月の審査会まで概ね固めまして、それを条例の形式に落とし込んだ確定案を10月の審査会で御報告し、11月議会に提出したいと考えております。

それでは、「3, 規定内容(案)」について御説明いたします。

(1) 条例で定めることが法律上必要な事項。①本人開示等請求における手数料の額です。四角囲みの中は条文の抜粋ですので読み上げは割愛しますが、開示請求を受付するタイミングで、条例で定める額の手数料を納めなければならないとされています。現行では請求時は無料で、開示物の交付を受ける場合に複写料実費を徴収し、閲覧のみなら無料となっております。国は請求時に300円を徴収し、複写料は無料としています。これについては無料を維持する考えで、請求手数料の徴収は、県民への新たな負担となるためです。

②行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料の額。こちらは新設の制度で、行政機関等匿名加工情報とは、県が保有する個人情報を、特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにしたものを言います。いわゆるビッグデータの利活用を目的としたもので、このデータの利用に関する提案募集制度が導入されます。県が提案募集し、事業者から提案があつて審査

基準に適合する場合、県が個人情報を加工し、事業者と利用契約を締結して契約手数料を納付させ、提供することとなります。国は先行して導入しており、新規の提案による利用契約の場合は21,000円+作成に要する時間一時間あたり3,950円、既に作成された行政機関等匿名加工情報への提案による利用契約の場合は12,600円と政令で定めており、県は実費を勘案して政令で定める額を標準とした手数料の額を条例で定める必要があります。これについては国と同額とする案で、新設の制度であり、国と同等とすることが適当と考えています。

続いて(2)条例で定めることが法律上許容されている事項。①条例要配慮個人情報、これは現行の要配慮個人情報の定義に独自規定がある場合に、その規定を存続させることもできるというものです。他県では、規定しない方針が多数で、現行条例で被差別部落出身、生活保護の受給者、成年被後見人・被補佐人・被補助人であることにつき独自規定があるため引き続き規定する方針の県はありますが、本県は現行条例に独自規定はありませんので、規定しない案としております。

②個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項。現行では条例第6条に基づき個人情報取扱事務登録簿という、どういう個人情報を収集しているかを業務別に示したものを作成・公表しており、改正法では国の制度に揃えるかたちで個人情報ファイル簿がこれに代わりますが、「記載された個人情報の本人の数が1,000人未満」の場合は作成不要となります。この規定は個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を存続してもよいというものですが、存続させる場合も個人情報ファイル簿は作成・公表しなければなりません。これについては規定しない、登録簿は廃止する案としております。理由としましては、登録簿は地下1階の県政情報センターに配架しており誰でも閲覧できるようにしているのですが、実態として誰も閲覧していません。登録簿を作成している趣旨は、個人情報の収集・利用・提供の状況を明らかにするとともに個人情報開示請求の円滑な実施に資するためですが、開示請求の際には窓口や担当課が相談を受けて対象文書を特定しますので、廃止しても県民の不利益にはならないものと考えております。

続いて③開示等請求における不開示情報の範囲。情報公開条例では開示する、又は不開示とする情報がある場合に、整合を取ることができる規定です。他県では、情報公開条例で公社・出資団体の役員の氏名を開示することとしている等、情報公開条例に合わせて開示する情報を規定する県があります。これについては規定しない案で、不開示事由の適用は全国で統一した方が、判断例の蓄積や法解釈の一元化の面でも望ましく、あえて規定すべきものではないと考えております。

④開示請求等の手続。法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないというもので、現行の取扱いで改正法に無いものを置けるかどうかの根拠になります。イ、開示・訂正決定等の期限。現行では開示決定は請求書が提出された日から起算して15日以内、訂正・利用停止決定は30日以内ですが、改正法では初日不算入で請求があった日から30日以内のため、現行条例より長くなります。条例で短縮する規定を置くことも可能なのですが、これについては規定しない、短縮せずに法定期限の30日以内とする案としております。開示決定期限にかかわらず、可能な限り速やかに開示する方針に変わりはなく、期限を延長する場合も事務に必要な日数だけ延長して処理しており、決定期限が延びることで開示が遅延するわけではありませぬので、請求者の不利益にはならないと考えるためです。

ロ、開示にかかる手続。現行では、条例第24条第3項の開示決定から90日以内に開示を受けなければならない旨の規定や、条例第24条第4項の開示実施時に本

人確認を行う旨の規定がございます。これらについては、現行と同等の規定を設ける案です。

⑤審議会等への諮問。現行では個人情報の取扱いの制限として収集・利用・提供・オンライン結合等の制限の例外規定として「審査会の意見を聴いた上で必要と認められるとき」があり、条例第46条第1項で諮問事項として規定されていますが、改正法ではこのような個別事案の諮問規定を置くことは許容されないとされております。その上で、この法第129条の規定というのは、提供の制限の例外ですとかの個別事案ではない内容で、「個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合」に当てはまるものがあるのであれば、具体的にどういうものを諮問事項にするのか、あらかじめ条例で定める必要があるというものです。諮問事項として定めることができる例としては、施行条例の規定を改正し又は廃止しようとする場合、安全管理措置の具体的な基準を定めようとする場合、個人情報の取扱いについて運用ルールの細則を定めようとする場合が挙げられますが、現行条例ではこれらを諮問事項にはしておらず、報告事項としたり実施機関から意見を依頼するものとしていたりして扱っております。現行のように、審査会が諮問に基づかずに行う調査、審議又は意見陳述に関する規定を設けることは可能です。これについては、現行条例第46条第2項「個人情報の保護制度の運営に関する重要事項について建議することができる」との規定を引き続き置くこととしたいと考えております。

(3) 条例で定めることが許容される事項。単なる内部の手続きに関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項で、①地方公共団体の内部管理に関わる規定としては、条例第39条の答申の尊重、第62条の運用状況の公表等があり、現行と同等の規定を設ける考えです。

②法の目的や規範に反さず、かつ事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で基本理念や事業者・市民の責務を定める規定としては、条例第4条の事業者の責務、第5条の県民の責務があります。これらについては規定しない案としており、法に一元化され、施行条例という位置付けになるため、責務規定を置くのはなじまないと考えているためです。また、事業者の責務は、法第4章第2節個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務で担保されますので、保護水準の低下にはならないと考えております。

最後に参考で、条例で定めることが許容されない事項としてこれまでに国から示されているものを記載しております。

事務局からの御説明は以上です。御意見よろしくお願いたします。

野呂会長

ありがとうございました。

それでは、今の御説明の内容について、委員の皆様から御質問や御意見はございますか。

桑村委員

3ページの④開示請求等の手続の下から3行目のところなのですが、「期限を延長する場合も事務に必要な日数だけ延長して処理している」というのは、条例に基づいて延長していたということでしょうか。現在の条例の適用はどうなりますか。延長規定というものはあるのですか。

野呂会長

現行条例の第21条ですかね。

事務局

第21条第4項のところ、期間内に開示決定等ができないときは当該期間を延長することができる旨の規定がありまして、実施機関は速やかに延長の期間及び理由を書面により開示請求者に通知しなければならないと定められております。

桑村委員 わかりました。

4 ページの下から 4 行目では県民の責務についても規定しないと書かれておりますが、県民の責務は改正法に一元化されて法の中に書かれるのですか。

事務局 今回は民間事業者であれ地方自治体であれ全てが含まれるかたちで法が適用されるということになりますので、何人もというようなかたちで含まれると思います。

桑村委員 ということは、条例には敢えて書かなくとも本来書かれているという理解でよろしいですね。わかりました、以上です。

野呂会長 他に御質問や御意見はございますか。

なければ私の方から。現行条例の第 1 条で目的が書かれていますが、この目的規定は施行条例でも維持される方向なのでしょう。

事務局 そこは検討しなければならない事項であると思っておりますが、今の段階では考えていないというのが正直なところでして、今責務のお話も出ましたけれども、法に対しての施行条例という位置づけとなるものですから、施行条例の中に目的や理念的なものを盛り込むということが馴染むのかどうかというところを疑問に思うところもありました。仮に盛り込むのであれば、法の本体の中に書き込まれるべき内容かとも思っています、現行では想定しておりませんでした、様々な御意見を踏まえて検討すべきと考えておりました。

野呂会長 今日配付された資料に記載はないのですが、訂正請求の手続きの関係で、現行条例では手引 78 ページに第 27 条となっておりますが、「何人も、開示を受けた自己に関する個人情報事実と合致していないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下『訂正請求』という。）をすることができる。」と定められていて、解釈においては、「『開示を受けた自己に関する個人情報』には、開示請求者がこの条例に基づき開示請求を行って開示を受けた個人情報のほか、他の法令により閲覧し、又はその写しの交付を受けたものも含まれる。」とされていて、条例に基づく開示請求を前置しなくても訂正請求できる建て付けになっているところですが、個人情報保護法では開示請求前置になっていたのではないかという記憶があります。その辺りの議論があって、個人情報保護委員会は現行条例のように前置でなくともよいのだという意見を出していたような気がするのですけれども、何か検討はされていましたか。

事務局 条例として委任されているのか、県として裁量の余地があるのかということも併せて、確認いたします。

佐藤委員 基本的なところで教えていただきたいのですけれども、個人情報保護法の方で自治体の個人情報保護に関する共通ルールが定められて、その中には今回議論をしているように自治体が独自に定める部分も認められていると。こういう性格の条例の場合に、タイトルが「(仮称) 個人情報保護法施行条例」という名称となっておりますが、中身を見ると委任されている部分も結構あるようですので、例えば私の専門である行政法学では「委任条例」という言葉を用いるのです。この名称というものは、やはり個人情報保護法があって、それに基づいて自治体が施行することとなるということで、この用語法というのは一般的なのでしょうか。中身的には委任の部分はあるのだけれども、「施行条例」という名称で統一されているという理解でよろしいのですか。

事務局 統一されているという認識まではなかったのですが、委任されている部分にプラスアルファで条例に定めることが許容されている事項などもございますので、そういったものも含めた幅広い意味で「施行条例」という名称を使ったものかと思えます。

佐藤委員 これは単なる学問的関心なのですからけれども、そういう場合には「委任条例」という表現ではなく、こういう包括的なものについては「施行条例」というかたちで一般に

呼ばれているという理解でよろしいのですか。普通は法律があって、施行令、施行規則があってというかたちになりますが、今回は国の法律があって、自治体が共通ルールに従って、修正等をしつつ新たな条例を制定するということですよね。おそらく「委任条例」という言葉と「施行条例」という言葉があった場合には、「委任条例」を包括するような概念になるという理解をしてよいものなのか、という単純な学術的な観点からの疑問です。

事務局 次回までに調べておきたいと思います。

佐藤委員 結局は、かなり共通ルールができたことによって、自治体が独自に定めることができるという、専門的にいうと上乘せ、横出しみたいな部分もある程度認められているということになりますよね。そういう場合は「委任条例」という言葉を使うことが学問的には多いので、少し気になったところです。

もう一つは、個人情報というものの取扱いについて、国が基本的な部分を定めているということは今までもそうだったと思います。ところが今までは、条例については、個人情報保護法の趣旨に沿ったかたちで自治体でも個人情報保護の制度を設けてください、というかたちになっていたわけですね。今回違うところは、自治体のルールについて基本的に国が定めてしまうということになります。そうすると、学問的な関心からなのですけれども、憲法第92条以下の地方自治の本旨に規定がありますが、すなわち自治権との関係として憲法第94条の条例制定権がありますけれども、それらとの関連で、個人情報の性質上、自治体に任せるのではなく、こういった統一的部分を決めておくということは合理性があると考えてよいのかと一方では思いながら、自治権の範囲、地方自治の観点からすると国が自治の問題に対してかなり関与しているというかたちですね。この部分はどこに定めてもいいですが、基本的な部分に従ってくださいという建て付けになっていますので。そこがちょっと気になるところではあるのですよね。結局、法体系的に見た場合に、情報公開条例については従来どおり国は国で定めていて、自治体は独自に定めるというやり方が採られているということですね。そこには当然個人情報も関わってきていて、不開示情報に入っているということですね。ですから一方で、こと情報というものを考えた場合に、情報公開では独自の制定を認めていて、もちろん憲法第94条で「法律の範囲内で」条例制定権があるということが規定されていますし、地方自治法の第14条でも「法令に違反しない限りにおいて」条例制定権を認めています。それが、個人情報についてだけこうしたかたちになったということと、庁内等でそれに対する議論は何かあったのでしょうか。

事務局 国の方でもその点は十分に様々な段階で議論しながら検討してきたものと考えておりますし、現状の国での個人情報の取扱いは、民間、行政、独立行政法人とではばらばらの法律がありまして、都道府県市町村が全て独自に条例を定めており、国民からすると同じ個人情報の取扱いを統一するところに重きを置いたのがこの法改正だったと思いますので、その趣旨は我々も理解できるころではありますので、国民の利便性などを考えたときに、異議のある法改正だったと受け止めて対応してきたころではございました。

佐藤委員 そうだとすると、もう一つ疑問が出てくるのが、情報公開についても個人情報保護についても、車の両輪と呼ばれているのが公文書管理法ですね。ところが、私が知る限りでは、基になる公文書管理法については、自治体によって定め方がばらばらで、結局法形式もばらばらですね。条例で定めているところもあれば、規程や要綱で定めているところもありますので。そうすると、一番大事な文書の管理の問題があ

って、そして情報公開や個人情報保護の問題が出てくると思いますので、私からするとアンバランスに思えます。管理の部分がしっかりしていないと、片手落ちのようなかたちになってしまうという部分があるのですけれども、何故公文書管理法の方だけ法律で定めて、条例については各自治体が独自に定めるようなかたちになっていて、情報公開法ができたときもそうだったのですが、自治体によっては要綱、条例、規則など定め方がばらばらでした。もし今回の個人情報保護条例というものを、共通ルールというものを作っていくという方が、今御説明にあったように、国民の側からするとわかりやすいという話だとすると、本当は、いわゆる公文書管理法、公文書管理条例の部分がしっかりしていないと、片手落ちといいますか、法体系のばらつきの問題というものと、自治体に国が求めるもののばらつきの問題という二つの問題があるのですが、その辺はどうでしょうか。

事務局 御指摘のとおりだと思います。本県でいうと公文書管理については規則で定めていますけれども、国にしても都道府県、市町村にしても行政の規模や電子化の進捗、取扱う分量などによって様々差がありますので、本来は統一的な取扱いが望ましいとは思いますが、一元的にルールを定めるところまではなかなか行きかねているのではという感覚がございます。公文書管理については本県でも電子化の方向で動き始めておりますので、いずれは国縣市町村も電子化という方向で動いていくと思われまして、その中でなんらかの統一的な取扱いができていくのではと思っております。確かに御指摘のとおりで、なかなか至っていないところはあると感じております。

佐藤委員 宮城県の場合は公文書館が条例によって設置されているわけですね。そうすると、公文書管理については規則で定めているということでしたが、条例化する動きはありますか。都道府県レベルだと条例で定めているところも多くなってきましたが。

事務局 今のところ、規則や文書規程で基本的なところから細部まで定めておまして、特段問題は感じておりません。他県で条例化しているところを見ましても、本県の規則と変わるところはないという印象です。敢えて条例化するといった動機はないといえますか、検討されていないところです。

佐藤委員 わかりました。以上です。

野呂会長 自治体の自主立法権、条例制定権ですね。憲法の関係については、日弁連が今年の2021年11月16日付けで意見書を出しておりますので、是非これを御参照いただきたいと思います。今佐藤委員がお話しになっていたのと同趣旨の問題意識になっております。公文書管理の関係については、手前味噌ですが仙台弁護士会が2016年ぐらいに条例制定の意見書を出しております。そこでは、今の規則や規程において、具体的な内容が記載されているのは理解できますが、そもそも公文書とは県民の共有財産であるのだから、民意を反映した議会で取扱いのルールを定めるのが原則的な考え方ではないのかというところから出発していますので、そうした思想的な立ち位置によって条例まで進んでいるところとそうでないところがあるのかと私は思っています。宮城県も、電子化の動きがある中でタイミングは難しいところではありますが、条例制定に向けて検討していただいて、そのためには、今のスタッフだと個人情報保護をやって情報公開をやって他にもいろいろやると少ない人数でやるというのははっきり言ってかなり厳しいので、宮城県としてこのような問題についてきちんと考えるのであれば人員配置や予算もこういうところに配分をした形で体制を整えて取り組んでいただいた方がよいのかなと思います。

佐藤委員 私も宮城県民なので、県民としての立場からというか、県に対する思いというか、

他の都道府県に対するものとは全然違う思いがあるのですよね。そういう意味で全国的な流れを見ますと、先進的なところは条例化していて、意識の高いところはそうなっているのです。そのような観点からしても、宮城県下にある他の市町村というのは、県のやっている方法だとかをどうしても参考にしながら、県と同じだったらよいだろうというような思いを持ってしまう市町村というのは決して少なくないような気がします。そういう意味からしても、リードしてほしいといえますか、県下の市町村をリードするという、他の都道府県と比較した場合、そういう意味でも非常に法に対する意識が高い都道府県であるというような評価が得られるように、実際に今までは内部的規程の中で文書管理が行われてきたのは分かっています、歴史的にはほとんど規程でやられてきたということだと思いますが、今こうやって情報公開にしても個人情報保護にしてもかなり進んできている、法律や条例が制定されてから時間がだいぶたってきているのですよね。そのような観点からしても、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

桑村委員 4ページの審議会等への諮問の話ですが、諮問事項として定めることができる例の中に施行条例の改正又は廃止とありますが、現在は条例改正についてこの審査会の諮問事項になっているのですか。

事務局 現行の条例では審査会への諮問という項目がなくて、建議できるという形になっていまして、前回大きく個人情報保護条例が変わった平成15年の時は建議をいただくという形で継続的に審査いただいて、最終的には建議書という形で提出いただいたということがございます。今回はそれほどの内容ではございませんでしたので、そういった形はとらないということで前回御説明させていただいたところです。こちらから諮問して答申をいただくというよりは、諮問によらずという形で建議していただくという従来どおりの形で置かせていただければと考えております。

桑村委員 今議論していることというのは、施行条例の内容をどうするかということですが、これは諮問を受けているのですか。

事務局 諮問ではなく、そもそも今の条例は諮問するという規定自体はないので、あるとすれば諮問によらず建議をいただくことは可能なのですが、今回は内容が内容ですので、建議書をいただく形ではなく、報告させていただいて意見をいただき、それを反映させていただくという形にさせていただいております。

桑村委員 分かりました。そうしますと、案では重要事項について建議することができるとの規定を引き続き置くこととしたいということですが、これはつまり諮問事項について特別な規定は置かないという案ということですか。

事務局 諮問事項ではなく建議できる規定を置くという位置づけです。これまでも何度か条例改正しておりますが、その際は建議ではなく報告事項として議事に挙げさせていただいて、その部分については公開の会議で今のように御審議いただいておりますので、そのあたりは大きな改正でなければ報告事項として扱うような運用が今後も続いていくかと思っております。

事務局 規定しないとありますが、正確に言うと、建議をすることができるという規定を置くということになります。

桑村委員 諮問事項を条例で別途定めることができるという法129条を受けて、諮問事項を条例で定めるかどうかの意見を聞かれていると思うのですが、それを今までどおり置かないという案で、ただ別途こちらから提案することはできるという規定は明確に置こうという案なのですね。

事務局 はい。

桑村委員 今までもやってきたのでそれでよろしいのですかね。

野呂会長 おそらく宮城県の考え方というのは基本的には諮問－答申というのは不服申立事案について考えていて、それ以外の個人情報保護等に関する問題について、例えば改善した方が良くとかいうものがあった場合には我々の方から宮城県に対して建議することができるという形になっているので、言葉としては、諮問－答申と建議という言葉で分けていますが、そういう意味では建議という方が広い、諮問の場合は我々は受け身というか諮問されないと答申できないですが、建議は自分達が業務をやっていて、そこで改善点を見つけた場合に我々から自主的に県に対して建議することができるという立て付けになっています。

桑村委員 なるほど、分かりました。ここでいう重要事項が何かというのは今回条例で具体的に定めなくてもその都度事務的に判断して、あるいは我々が重要と考えるものについてその都度提案をしていくことができるという・・・

事務局 逆に諮問ということで入れようとする、条例の段階で何々についてと項目を限定して、それを諮問することができるという規定にするかと思いますが、それではなく幅広にという意味合いにもとれるかなと考えております。

桑村委員 分かりました。

野呂会長 あとはよろしいですか。  
(意見なし)

野呂会長 では、施行条例案については以上で審議を終わります。